

# 追加資料

## 協議第15号(議会の議員の定数及び任期の取り扱いについて)関連資料

区 分	合併時の 議員の身分	設置選挙 (任期 4年)		一般選挙 (任期 4年)	
		議員数	選挙区	議員数	選挙区
原 則	失 職	26人以内	可	26人以内	可
定数特例	失 職	52人以内	可		
在任特例	継 続	設置選挙なし (任期 2年以内)			

現在の4町の議員数は74人(鷹巣町24人、合川町18人、森吉町18人、阿仁町14人)である。

定数特例と在任特例は、どちらか一方しか選択できない。

(特例法第7条第2項「前項(在任特例)の規定は、前条第1項又は第2項(定数特例)の協議が成立した場合には適用しない。」)

参考(選挙区を設けた場合の議員数)

【定数26人の場合の例】

区分	議員数
鷹巣町	13人
合川町	5人
森吉町	5人
阿仁町	3人
合計	26人

協議会で協議・確認が必要な項目

新市の議員定数(26人以内)

特例適用の有無(3つの選択肢から1つだけを選択)

- ・原則
- ・定数特例(52人以内の定数も定める。)
- ・在任特例(2年以内の期間も定める。)

選挙区設置の可否

- ・設置選挙で選挙区を設ける場合は、職務執行者が条例専決
- ・在任特例を適用した場合で、特例期間終了後の選挙に選挙区を設ける場合は、新市議会で条例化